

青年部会会費規程

(会費の徴収)

第1条 青年部会規約第20条によりこの部会の会費について次の通り定める。

(会費の額)

第2条 会費は、年額1人5,000円とする。

2 中途入会者の会費は、年額の会費を徴収する。

(納入方法)

第3条 会費は、事務局から請求し、各支部の幹事がまとめて納入するものとする。

(退 会)

第4条 納入された会費は、退会であっても返済しない。

(臨時会費)

第5条 部会長は、必要に応じて、幹事会に諮り、臨時会費を徴収することができる。

附 則

1 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成29年1月31日から施行する。